

第2期 大和市多文化共生会議設置要綱

(目的)

第1条 財団法人大和市国際化協会(以下「協会」という。)は、以下の目的を達成するために、大和市から委託を受け、大和市多文化共生会議(以下「会議」という。)を設置する。

- (1) 大和市の多文化共生社会実現のために必要なことを検討する
- (2) 外国人市民の行政参加を促す
- (3) 日本人市民と外国人市民が力を合わせて、共生するための課題の解決をめざす場を作る

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生
国籍、民族、性別、年齢などが異なる様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いを認め合いながらも、社会の一員として社会全体を豊かにしていくこと
- (2) 外国人市民
日本以外の国籍を有する者の他に、日本国籍を有していても、外国に文化的背景を持つ者を含む

(所掌事務)

第3条 会議は、1条の目的を達成するために、次に掲げる事項について調査審議し、協会会長に対しその結果を報告する。

- (1) 大和市の多文化共生を推進する環境の整備に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

(構成等)

第4条 会議は、次のいずれにも該当する者の中から、外国人市民7名以内、日本人市民7名以内の委員で構成される。

- (1) 年齢満18歳以上である者
 - (2) 大和市に在任・在勤・在学・在活動している者
- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 委員は公募により選任する。

(委員の責務)

第5条 委員は、すべての市民のために職務を遂行し、特定の国や民族・組織の利益を代表し

ない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 会議に、委員長及び副委員長をおき、委員の互選により定める

2 委員長は会議を代表し会務を総理する

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、また委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(運営)

第7条 会議は、委員長が召集しその議長を務めるものとする。

2 会議の運営は、自主的な運営により行われるものとする

3 会議は、必要に応じて部会を置くことができる

4 会議は原則として公開とする

5 委員長は、2年間の任期中の活動をまとめて協会会長に報告しなければならない

(推進体制)

第8条 協会会長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、大和市に報告するとともに、これを市民に公表する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、協会事務局において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、2008年12月6日から施行する。